○九州地方整備局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
霧島市福山町福山字塚田三五五八番三から同市国分敷根字東牟田一七九四番一まで	前	B 八・五五～八四・四〇	三・〇八五	上記A・Bは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 一〇・八五～一三六・〇七 B 八・五五～八四・四〇 一〇・八五～一三六・〇七	二・四七〇 三・〇八五 二・四七〇	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
鹿屋市白水町一九八六番四から垂水市新城字梶ヶ平四三四六番一まで	前	B 七・五〇～一一〇・〇〇	七・二五〇	上記A・Bは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 一五・〇〇～一三七・〇〇 B 七・五〇～一一〇・〇〇 一五・〇〇～一三七・〇〇	七・五二〇 七・二五〇 七・五二〇	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○九州地方整備局告示第五十八号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　三号

三　沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員（メートル）	延長（キロメートル）	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
北九州市八幡西区黒崎三丁目一九番から同市八幡西区則松三丁目一六二八番二まで	一〇・一九	五・二三五	電柱

四　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

○九州地方整備局告示第五十九号

令和八年四月一日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

届出対象区域に接続する道路の路線名	届出対象区域（沿道区域の存する土地の所在地）	工作物
一般国道三号	北九州市八幡西区黒崎三丁目一九番から同市八幡西区則松三丁目一六二八番二まで	電柱
（北九州市八幡西区黒崎三丁目一九番から同市八幡西区則松三丁目一六二八番二まで）	図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所	

○北海道開発局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
北海道虻田郡ニセコ町字元町九番四から同郡倶知安町南四条西一丁目三七番一まで	前	A 一三・六三～一一〇・五五	一三・〇三六	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 一三・六三～一一〇・五五 B 二・八六～二一六・九二	一三・〇三六 一一・九七四	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第二十七号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

北海道開発局長　遠藤　達哉

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　三十八号

三　沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員（メートル）	延長（キロメートル）	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
釧路市寿四丁目二〇番二四から同市北大通一丁目一番二まで	六・〇〇	二・〇二〇	電柱

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第二十八号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

北海道開発局長　遠藤　達哉

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四十四号

三　沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員（メートル）	延長（キロメートル）	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
釧路市川上町六丁目七番から同市旭町二四番一五まで	五・〇〇	〇・三八四	電柱
釧路市入江町一八番四から同市愛国東一丁目四五番一二九まで	四・二五	〇・七〇〇	電柱

四　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部